

# 25-01.1

## 主要期間一覧（1）

（特許関係（無効・訂正審判を除く））

手 続	根 拠 条 文 (準 用・類 規)	初 日	起 算 日	期 間 (延 長)		備 考
			(第1日目)	国 内 居 住 者	在 外 者	
【法定期間】						
明細書・特許請求の範囲・図面の補正	17の2	出願日	翌 日	特許査定謄本到達日（拒絶理由通知を受けた後を除く。）		
	17の2①四	拒絶査定不服審判の請求と同時に	—	—	—	
要約書の補正	17の3	出願日又は優先日	翌 日	1年3月	1年3月	
新規性例外適用出願	30①、②	喪失該当に至った日	翌 日	6月	6月	
同上証明書の提出	30③	出願日	翌 日	30日	30日	
優先権主張を伴う出願	43①、43の2①、② パリ条約4条C(1)	第1国出願日	翌 日	特12月 意→特6月	特12月 意→特6月	
優先権証明書の提出	43②、43の2③	優先日	翌 日	1年4月	1年4月	
	44③、46⑤	優先日	翌 日	1年4月又は新たな出願の日から3月のいずれか遅い日*		分割・変更出願の場合
国内優先権主張を伴う出願	41①	先の出願日	翌 日	1年	1年	
外国語書面出願に係る翻訳文	36の2②	出願日又は優先日	翌 日	1年2月☆	1年2月☆	
出願変更（実→特）	46①	出願日		実願の係属中ただし出願の日から3年		
出願変更（意→特）	46②	イ. 意願出願日 ロ. 意願の拒絶査定謄本の送達日	翌 日 翌 日	3年 3月	3年 3月	最初の査定
特許料の納付	108①	査定又は審決の謄本の送達日	翌 日	30日（求30日）	30日（求30日）	
拒絶査定不服審判の請求	121①	拒絶査定謄本の送達日	翌 日	3月	3月（職1月）◇	
再審の請求	173①	審決確定後再審の理由を知った日	翌 日	30日（職15日）※	30日（職60日）	
審決に対する訴え	178③	審決等の謄本の送達日	翌 日	30日（附15日）※	30日（附90日）	
【指定期間等】						
明細書・特許請求の範囲・図面の補正	17の2①一、三	拒絶理由通知の発送日	翌 日	60日又は75日※（求1月）	3月（求3月）	
	17の2①二	特48の7の通知の発送日	翌 日	30日又は45日※	60日	
命令による方式補正	17③、133①、②、71③、174①	指令書の発送日	翌 日	30日	30日	

弁明書の提出	18の2②、133の2②、 71③、174①	却下理由通知の発送日	翌日	30日	30日	
命令による受継のための期間	23①	受継命令書の発送日	翌日	60日又は75日※	3月	
意見書の提出（意見の申立て）	50、67の4、71③、150⑤、 159②、163②、174①	拒絶理由通知の発送日 審理結果の通知の発送日 証拠調べ又は証拠保全の結果通知の発送日	翌日	60日又は75日※（求1月）	3月（求3月）#	
	48の7	特48の7の通知の発送日	翌日	30日又は45日※ ただし、拒絶理由通知と同時は60日又は75日※	60日 ただし、拒絶理由通知と同時は3月	
判定における意見書の提出	71③	証拠調べ又は証拠保全の結果通知の発送日	翌日	30日	60日	
判定における答弁書の提出	71③、規40	判定請求書の副本の発送日	翌日	30日	60日	
判定における弁駁書の提出	規47の3①	弁駁指令書の発送日	翌日	30日	60日	
審尋書に対する回答書	134④、174①	審尋書の発送日	翌日	60日又は75日※（求1月）	3月（求3月）#	異なる期間指定可能
	71③	審尋書の発送日（判定）	翌日	30日	60日	
書留郵便物受領証等の提出	71③、134④、174①、 194①	物件の提出を求める通知の発送日	翌日	10日	10日	

注1. ※は交通不便地居住者のため。

注2. （職）は職権延長、（求）は請求延長

注3. #は理由により60日（審判便覧25-01 2. (1)参照）

注4. \*は原出願日が平成10年12月31日以前の場合は、「1年4月」

注5. ☆は分割出願、変更出願、実用新案登録に基づく特許出願が、原出願の出願日（原出願がパリ優先権主張出願等の場合は、優先日）から1年以上経過して出願された場合は、当該分割出願等の日から2月以内

注6. ◇は延長登録出願に係る拒絶査定不服審判の場合は、職権による請求期間の延長は行わない。

(意匠・商標関係(無効・取消審判を除く))

手 続	根 拠 条 文 (準 用・類 規)	初 日	起 算 日 (第1日目)	期 間 (延 長)		備 考
				国 内 居 住 者	在 外 者	
【法定期間】						
補正	意60の3、商68の40①、 商附24			審査、登録異議の申立てについての審理、 審判又は再審に係属している間		
	商68の40②			商標の設定登録料の納付と同時(商標登録 出願に係る区分の数を減ずる補正)		
新規性例外適用出願	意4①、②	喪失該当に至った日	翌 日	6 月	6 月	
同上証明書の提出	意4③	出願日	翌 日	30日	30日	
出願時の特例適用出願	商9①	博覧会等に出品又は出展した日	翌 日	6 月	6 月	
同上証明書の提出	商9②	出願日	翌 日	30日	30日	
優先権主張を伴う出願	意15①、商13①、商68①、 パリ条約4C、E1	第1出願日	翌 日	意・商6月 特・実→意6月	意・商6月 特・実→意6月	
優先権証明書の提出	意15①、商13①、商68①	国内出願の日(擬制不適用)	翌 日	3 月	3 月	
出願変更(特→意)	意13①	拒絶査定謄本の送達日	翌 日	3 月	3 月	最初の査定
出願変更(実→意)	意13②			実願に係属している間		
補正却下(審査段階)後の新出願	意17の3①、商17の2①、 商68②	補正却下決定謄本の送達日	翌 日	3 月	3 月	
補正却下(審判段階)後の新出願	意50①、商55の2①、商68 ③	補正却下決定謄本の送達日	翌 日	30日(職15日)※	30日(職60日)	
登録料の納付	意43①、商41①、商65の8 ①、②	査定又は審決謄本の送達日	翌 日	30日(求30日)	30日(求30日)	
出願書類等の縦覧	商18④、商68③	商標公報発行日	翌 日	2 月	2 月	
商標登録異議の申立て	商43の2、68④	商標公報発行日	翌 日	2 月	2 月	
商標登録異議申立理由等の補正	商43の4②、商68④	異議申立てができる期間の末日	翌 日	30日(職15日)※	30日(職60日)	
拒絶査定不服審判の請求	意46①、商44①、商68④、 商附13、商附23	拒絶査定謄本の送達日	翌 日	3 月	3 月	
補正却下不服審判の請求	意47①、商45①、商68④	補正却下決定謄本の送達日	翌 日	3 月	3 月	
再審の請求	意58①、商61、商68⑤、商 附20	審決等の確定後再審の理由を知 った日	翌 日	30日(職15日)※	30日(職60日)	
審決等に対する訴え	意59②、商63②、商68⑤、 商附22②、商附23	審決等謄本の送達日	翌 日	30日(附15日)※	30日(附90日)	

(意匠・商標関係(無効・取消審判を除く))

【指定期間等】						
命令による方式補正	意25③、意52、意58②、③、意68②、商28③、商43の14①、商56①、商62①、②、商68④、商77②、商附17①、商附21、商附23、商附27②	指令書の発送日	翌日	30日	30日	
判定における答弁書の提出	意25③、意規19④、商28③、商規22⑥	答弁指令書の発送日	翌日	30日	60日	
判定における弁駁書の提出	意規19④、商規22⑥	弁駁指令書の発送日	翌日	30日	60日	
意見書の提出(意見の申立て)	意19、意50③、意57①、商15の2、商15の3①、商43の12、商55の2①、商60の2①、②、商65の5、商68②、④、⑤、商附7、商附16、商附19、商附23、H8改正附12	拒絶理由通知の発送日 取消理由通知の発送日	翌日	40日又は55日※	3月(求1月) ただし、理由により40日	
証拠調又は証拠保全したときの意見の申立て	意52、意58②、商43の8、商56①、商68④、商附17①、商附21	証拠調又は証拠保全の結果通知の発送日	翌日	40日又は55日※	3月(求1月)	
弁明書の提出	意25③、意52、意58②、③、意68②、商28③、商43の14①、商56①、商62①、②、商77②、商68④、商附17①、商附21、商附23、商附27②	却下理由通知の発送日	翌日	30日	30日	
手続補完書	商5の2②	指令書の発送日	翌日	1月又は1月+15日※	2月	
命令による受継のための期間	意68②、商77②	受継命令の発送日	翌日	60日又は75日※	3月	
審尋書に対する回答書	意52、意58②、③、商56①	審尋書の発送日	翌日	40日又は55日※	3月(求1月)	異なる期間 指定可能
	意25③、商28③	審尋書の発送日(判定)	翌日	30日	60日	
書留郵便物受領証等の提出	意25③、意52、意58②、③、意68②、商28③、商43の14①、商56①、商62①、②、商77②、商68④、商附17①、商附23、商附27②	物件の提出を求める通知の発送日	翌日	10日	10日	

注1. ※は交通不便地居住者のため。

注2. (職)は職権延長、(求)は請求延長、(附)は附加期間

(改訂H24.3)

# 25 - 01 . 3

## 主要期間一覧（2）

（特許関係（無効・訂正審判））

手 続	根 拠 条 文 ( 準 用 ・ 類 規 )		初 日	起 算 日	期 間 ( 延 長 )		備 考
				( 第 1 日 目 )	国 内 居 住 者	在 外 者	
【法定期間】							
訂正審判に添付した明細書・特許請求の範囲・図面の補正	17の4(2)		訂正審判請求時		審理終結の通知到達前まで（審理が再開された場合は、その後に審理終結の通知到達前まで）		
審決の取消しの判決確定後の訂正請求の申立て	134の3(1)		判決の確定日	翌 日	1週間	1週間	
審決取消訴訟提起後の訂正審判の請求	126(2)		審決取消訴訟の提起日	提 起 日 ( 初 日 算 入 )	90日	90日	
再審の請求	173(1)		審決確定後再審の理由を知った日	翌 日	30日（職15日）	30日（職60日）	
審決に対する訴え	178(3)		審決等の謄本の到達日	翌 日	30日（附15日）	30日（附90日）	
【指定期間等】							
訂正請求書の提出	134の2	134(1)	答弁指令書の発送日 (134(1)の再適用 による2回目以降の答弁指令は下記 )	翌 日	60日又は75日 新実は30日又は45日	90日 新実は60日	
		134(2) 153(2)	答弁指令書の発送日 無効理由通知の発送日	翌 日	30日又は45日	50日	
		134の3(1)、 (2)	訂正請求のための期間指定通知の発送日	翌 日	10日又は25日	10日	
審決取消しによる再係属の審理開始時における訂正請求の提出	17の4 (1)	134(1)	答弁指令書の発送日 (134(1)の再適用 による2回目以降の答弁指令は下記 )	翌 日	60日又は75日	90日	
		134(2) 153(2) 134の2(3)	答弁指令書の発送日 無効理由通知の発送日 訂正拒絶理由通知の発送日	翌 日	30日又は45日	50日	
		134の3(1)、 (2)	訂正請求のための期間指定通知の発送日	翌 日	10日又は25日	10日	
第1回目の法定の答弁書の提出	134(1)、174(2)		答弁指令書の発送日	翌 日	60日又は75日 新実は30日又は45日	90日 新実は60日	

請求理由の要旨変更補正が許可決定された場合の第2回目以降の法定の答弁書の提出	134(2)	答弁指令書の発送日	翌日	30日又は45日	50日	
施行規則上の答弁書の提出	規47の2(1)、規50の16	答弁指令書の発送日	翌日	30日又は45日	50日	
第1回目の法定の答弁機会の規定の再適用による答弁書の提出	134(1)	答弁指令書の発送日	翌日	30日又は45日	50日	
弁駁書の提出	規47の3(1)、規50の16	弁駁指令書の発送日	翌日	30日又は45日	50日	
意見書の提出(意見の申立て)	153(2)、134の2(3)、165	無効理由通知の発送日 訂正拒絶理由通知の発送日	翌日	30日又は45日	50日	
	150(5)、174(2)、(3)	証拠調又は証拠保全の結果通知の発送日	翌日	30日又は45日	50日	
参加申請に対する意見書の提出	149(2)、174(2)	参加申請書副本の送達通知の発送日	翌日	15日又は30日	25日	
審尋書に対する回答書の提出	134(4)、174(2)、(3)	審尋書の発送日	翌日	15日又は30日程度	25日程度	
命令による方式補正	133(1)、(2)、174(2)、(3)	イ. 料金不足の場合 ロ. 委任状不備の場合 (委任者又は代理人複数) ハ. 請求理由の記載要件違反 ニ. その他の方式違反	翌日 (指令書)	10日又は25日 10日又は25日 20日又は35日 30日又は45日 20日又は35日	10日 20日 30日 30日 20日	
弁明書	133の2(2)、174(2)、(3)	却下理由通知の発送日	翌日	20日	20日	
同意回答書の提出	131の2(2)、規47の4(1)	同意確認通知の発送日	翌日	10日又は25日	10日	
命令による受継のための期間	23(1)	受継命令の発送日	翌日	事情を考慮した適宜期間	事情を考慮した適宜期間	
その他施行規則に規定されている手続	規50(3)但書、規50の8(1)、規58の2(1)但書、規58の17、規60(1)など	通知書等の発送日	翌日	事情を考慮した適宜期間	事情を考慮した適宜期間	
書留郵便物受領証等の提出	134(4)、174(2)、(3)	物件の提出を求める通知の発送日	翌日	10日	10日	

注1. は交通不便地居住者のため。

注2. (職)は職権延長、(求)は請求延長、(附)は附加期間

(意匠・商標関係(無効・取消審判))

手 続	根 拠 条 文 ( 準 用 ・ 類 規 )	初 日	起 算 日	期 間 ( 延 長 )		備 考
			( 第 1 日 目 )	国 内 居 住 者	在 外 者	
<b>【法定期間】</b>						
再審の請求	意58(1)、商61、商68(5)、 商附20	審決等の確定後再審の理由を 知った日	翌 日	30日(職15日)	30日(職60日)	
審決に対する訴え	意59、商63、商68(5)、商 附22(2)	審決等の謄本の到達日	翌 日	30日(附15日)	30日(附90日)	
<b>【指定期間等】</b>						
第1回目の法定の答弁書の提出	意52、意58(4)、商56(1)、 商61、商68(4)、(5)商附17 (1)、商附20	答弁指令書の発送日	翌 日	40日又は55日	70日	
請求理由の要旨変更補正が許 可決定された場合の第2回目以 降の法定の答弁書の提出	意52	答弁指令書の発送日	翌 日	30日又は45日	50日	
施行規則上の答弁書の提出	意規19(6)、商規22(8)	答弁指令書の発送日	翌 日	30日又は45日	50日	
第1回目の法定の答弁機会の規 定の再適用による答弁書の提 出	意52、商56(1)、商61、商6 8(4)、(5)商附17(1)、商附 20	答弁指令書の発送日	翌 日	30日又は45日	50日	
弁駁書の提出	意規19(4)、商規22(8)	弁駁指令書の発送日	翌 日	30日又は45日	50日	
意見書の提出(意見の申立 て)	意52、商56(1)、商68(4)、 商附17(1)	無効理由通知の発送日 職権審理結果通知の発送日	翌 日	30日又は45日	50日	
	意52、商56(1)、商61、商6 8(4)、(5)商附17(1)、商附 20	証拠調又は証拠保全の結果通 知の発送日	翌 日	30日又は45日	50日	
参加申請に対する意見書の提 出	意52、商56(1)、商61、商6 8(4)、(5)商附17(1)、商附 20	参加申請書副本の送達通知の 発送日	翌 日	15日又は30日	25日	
審尋書に対する回答書の提出	意52、商56(1)、商61、商6 8(4)、(5)商附17(1)、商附 20	審尋書の発送日	翌 日	15日又は30日 程度	25日程度	
命令による方式補正	意52、商56(1)、商61、商6 8(4)、(5)商附17(1)、商附 20	イ. 料金不足の場合 ロ. 委任状不備の場合 (委任者又は代理人が複数) ハ. その他の方式違反	翌 日 (指令書)	10日又は25日 10日又は25日 20日又は35日 20日又は35日	10日 20日 30日 20日	
	意52	請求理由の記載要件違反	翌日(指令書)	30日又は45日	30日	
同意回答書の提出	意52、意規19(6)	同意確認通知の発送日	翌 日	10日又は25日	10日	
弁明書	意52、意58(4)、商56(1)、 商61、商68(4)、(5)商附17 (1)、商附20	却下理由通知の発送日	翌 日	20日	20日	

命令おける受継のための期間	意68(2)、商77(2)、商附27(2)	受継命令の発送日	翌日	事情を考慮した適宜期間	事情を考慮した適宜期間	
その他施行規則に規定されている手続	意規19、商規22(8)	通知書等の発送日	翌日	事情を考慮した適宜期間	事情を考慮した適宜期間	
書留郵便物受領証等の提出	意52、意58(2)、(3)、商28(3)、商43の14(1)、商56(1)、商62(1)、(2)、商68(4)、商附17(1)、商附27(2)、商附23	物件の提出を求める通知の発送日	翌日	10日	10日	

注1 . は交通不便地居住者のため。

注2 . (職)は職権延長、(求)は請求延長、(附)は附加期間

(改訂H16.4)